

(R01)

改 定（令和6年4月1日以降適用）	現 行（令和4年4月1日以降適用）	備 考
<p style="text-align: center;"><b>共通仕様書（Ⅱ）</b></p> <p style="text-align: center;">土木工事施工管理基準及び規格値</p> <p style="text-align: center;">令和6年度以降</p> <p style="text-align: center;">令和6年4月1日以降適用</p> <p style="text-align: center;">岩手県県土整備部</p>	<p style="text-align: center;"><b>共通仕様書（Ⅱ）</b></p> <p style="text-align: center;">土木工事施工管理基準及び規格値</p> <p style="text-align: center;">令和4年度以降</p> <p style="text-align: center;">令和4年4月1日以降適用</p> <p style="text-align: center;">岩手県県土整備部</p>	<p>適用年の修正</p>

改 定（令和6年4月1日以降適用）	現 行（令和4年4月1日以降適用）	備 考
<p style="text-align: center;"><b>1. 土木工事施工管理基準</b></p> <p>7.その他            (3) 3次元データによる出来形管理            ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする            なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p style="text-align: center;"><b>2. 品質管理</b></p> <p>品質管理目次</p> <p>7 基礎工・・・・・・・・・・・・・446            8 場所杭工・・・・・・・・・・・・・446            9 既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式）・・・・・・446</p> <p style="text-align: center;"><b>3. 写真管理基準</b></p> <p>2. 撮影            2-5 写真の編集等            写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改訂について』（令和3年3月26日付け、国技建管第21号）に基づく黒板情報電子的記入は、これに当たらない。</p> <p>4. その他            撮影箇所一覧表の用語の定義            (1) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。            (2) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合、岩手県電子納品ガイドラインに基づく事前協議により、電子納品の対象外とした場合は、「写真管理基準（令和4年4月1日以降適用）」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>1. 土木工事施工管理基準</b></p> <p>7.その他            (3) 3次元データによる出来形管理            土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。            また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。            河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」の規定によるものとする。            なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p style="text-align: center;"><b>2. 品質管理</b></p> <p style="text-align: center;"><b>3. 写真管理基準</b></p> <p>2. 撮影            2-5 写真の編集等            写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の黒板情報電子化について』（平成29年1月30日付け、国技建管第10号）に基づく黒板情報電子的記入は、これに当たらない。</p> <p>4. その他            撮影箇所一覧表の用語の定義            (1) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。            (2) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合、岩手県電子納品ガイドラインに基づく事前協議により、電子納品の対象外とした場合は、「写真管理基準（令和2年4月1日以降適用）」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。</p>	<p>・国の改定に伴う改定</p>